

平成29年5月  
警察庁

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成29年3月17日から同年4月15日までの間、「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行い、25件の御意見を頂きました。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 意見を募集した命令等の題名  
ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則  
(平成29年国家公安委員会規則第5号)
- 2 命令等の案を公示した日  
平成29年3月17日
- 3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方  
頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。  
頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています  
(整理・要約をしていないものについては、警察庁情報公開室において閲覧に供します。)  
なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
- 4 参考  
頂いた御意見の総数 25件  
(内訳)  
パブリックコメント意見提出フォーム 24件  
電子メール 1件  
F A X 0件  
郵 送 0件

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正関係

規則案第1条による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）第2条及び第5条について、

- 口頭で警告又は禁止命令等を行った場合、これらの措置後、速やかに警告書（別記様式第2号）又は禁止等命令書（別記様式第5号）を作成して交付する旨を規定すべき

旨の御意見がございました。

この点については、当該運用を行うよう、警察庁から都道府県警察に対して指示する予定でしたが、頂いた御意見を踏まえ、規則を修正しました。

2 その他

規則案の内容に対する御意見ではありませんが、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条のつきまとい等の要件に関する御意見等がありました。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。